

保護樹木		
	改正(案)	現行
対象区域	市街化区域に限る	全市域
指定要件	市民に広く親しまれ、健全で容姿がすぐれている樹木 由緒由来があり、健全で容姿がすぐれている樹木 又は で次号のいずれかにおおむね該当するもの	市民に広く親しまれ、又は由緒由来があり容姿がすぐれている樹木で次号のいずれかにおおむね該当するもの
	1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上である樹木	1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上である樹木
	高さが15メートル以上である樹木	高さが15メートル以上である樹木
	株立ちした樹木で高さが3メートル以上であるもの	株立ちした樹木で高さが3メートル以上であるもの
その他市長が適当と認める樹木	その他市長が適当と認める樹木	その他市長が適当と認める樹木
交助付基金準の	指定した樹木1本につき年額5,000円 (限度年額50,000円)	維持管理に要する費用の額に1/2を乗じて得た額 (限度年額20,000円)
税の減免	固定資産税の減免はしない	生駒市税減免取扱要綱により固定資産税の面積分全額減免
指定状況		現在はなし

保護樹林		
	改正(案)	現行
対象区域	市街化区域に限る	市街化区域に限る
指定要件	本市の良好な自然環境を保全し、及び育成する上で必要な樹木の集団又は由緒由来があり容姿がすぐれている樹木の集団で次号のいずれかにおおむね該当するもの	本市の良好な自然環境を保全し、及び育成する上で必要な樹木の集団又は由緒由来があり容姿がすぐれている樹木の集団で次号のいずれかにおおむね該当するもの
	その集団の存する土地の面積がおおむね300㎡以上である樹木の集団	その集団の存する土地の面積がおおむね500㎡以上である樹木の集団
	歴史・文化等と結びつきがある樹木の集団	歴史・文化等と結びつきがある樹木の集団
	その他市長が適当と認める樹木の集団	その他市長が適当と認める樹木の集団
交助付基金準の	なし	維持管理に要する費用の額に1/2を乗じて得た額 (限度年額50,000円)
税の減免	生駒市保護樹木等指定要領別表(第2条関係)保護樹木等の指定基準 指定要件の(1)に該当するもので 指定日より3年経過したもの 25%減免 5年経過したもの 50%減免 10年経過したもの 100%減免 指定要件(2)に該当するもの 生駒市税減免取扱要綱により固定資産税の面積分全額減免	生駒市税減免取扱要綱により固定資産税の面積分全額減免
指定状況		萩原町地内で5箇所 (九万八千の杜:188㎡、谷口の杜:119㎡、つかさの杜:92㎡、 たいの杜:89㎡、あかの杜:155㎡)